	議事録
件名	第8回にかほ市風力発電に係るゾーニング協議会 議事録
日時	令和 2 年 10 月 29 日 (木) 10:00~11:30
場所	にかほ市象潟庁舎 大会議室
出席者	にかほ市風力発電に係るゾーニング推進協議会員名簿
資料	 ・議事次第 ・会員名簿 ・資料1:過年度協議会意見への対応について ・資料2:今年度の事業進捗について ・資料3:パブリックコメントの意見対応について ・別紙資料1:工程表 ・「にかほ市風力発電に係るゾーニングマップ(素案)」への意見書及び回答書(案)

結 果

- (1) 過年度協議会意見への対応について
- ・ 資料1:過年度協議会意見への対応について
- 別紙資料1:工程表
- ・【温井委員】過年度の協議会意見中、「指定要件は 11 ある」となっているが、これは指定基準のことである。文化財保護委員会の告示(昭和 26 年)というものがあり、11 の指定基準の記載がある。また、秋田県のホームページ「奥の細道の風景地 象潟及び汐越」において、この名勝の指定基準は 8 番に該当すると記載されている。資料をお渡しするので参考にしていただきたい。
 - ⇒【委託事業者】承知した。
 - (2) 今年度の事業進捗について
- ・ 資料2:ゾーニングマップ(案)の更新について

コウモリ類調査の中間報告

- ・【丸山会長】6ページ目について、これは全期間合計のデータの結果であるか。
 - ⇒【委託事業者】その通りである。
 - ⇒【丸山会長】結論には至らないかもしれないが、風車がフルパワーで稼働するような状況に近づくにつれて、逆にリスクは少なくなっていくということが考えられるが、結果のイメージについて教えていただきたい。
 - ⇒【委託事業者】風速が高い場合に出現頻度が少なくなる傾向がみられる。風速毎の個体数の確認頻度を整理し、示したいと考えている。
- ・【丸山会長】マイクの前を個体が横切る回数をカウントしているということであるが、一つの個体が何回もマイクの前を往復していること、多数の個体が1回横切っていることが同様にカウントされているようにみえる。今回気にすべきは個体数であり、4ページ目の測定結果から個体数を推測するような知見があれば参考になると思うが、いかがか。
 - ⇒【委託事業者】現状、通り過ぎた個体と何度もマイクの周りを飛び回っている個体は区別できない。丸山会長が仰る通り、個体数を知りたいということがあると思う。現在、個体数を推測する手法等がないかを調査中であり、報告できる事例があれば共有したい。
- ・ 【星崎委員】各調査地点を設定した根拠を教えていただきたい。St.2 について、スギ林において樹林性のコウモリを調査しているが、スギ林はコウモリがたくさん生息する場所ではないため、設定に少々違和感を覚えている。樹林性コウモリの生息場所としては、広葉樹林の方が適しているという既存の報告が数多くある。
 - ⇒【委託事業者】三つの異なる環境を選定した。St.1 は、高いところを飛翔するコウモリをなるべく捉える趣旨があり、標高差のある高台において高原を飛び越える個体を捕捉するために設定した。St.2 についてはスギ植林であり、落葉広葉樹の方が生息環境として適しているものの、設置場所の確保という観点から、ある程度樹林に接しており、かつ設置可能なスペースが確保できる場所を選定した。スギ植林

のほか、広い目で見れば広葉樹も分布しているが、スギ植林が隣接するところで設置場所の適地を選定した。St.3 については、落葉広葉樹林と耕作地が接する場所を選定した。

- ・【星崎委員】風が強いと確認数が減少するということは、ノイズが入ってうまく音が拾えないということではないという理解でよろしいか。風が強くなるとコウモリが活動を鈍らせているという可能性と、風が強いと音波を拾いにくくなるという可能性があるのではないかと思うが、後者の可能性はほとんどないという理解でよろしいか。
 - ⇒【委託事業者】その通りである。風が強くて音波が捕捉できないというわけではない。他の風力発電の調査事例においても同じ機材を使用されており、高い風速においてもデータが取得できている。風が強いせいでデータが取れてないということはない。
 - ⇒【星崎委員】データが取れていても、データが取りにくくなっている可能性がある。厳密にいうと、風が強くても同じ効率で取得できるということを説明する必要があるがいかがか。データが拾えたからオッケーであるというのは、拾えないというわけではないという話である。今話題としていることは、縦軸が確認数であるので、同じだけコウモリが飛び交っていても、風の影響で確認数が減るという可能性はないかということである。
 - ⇒【委託事業者】今回のデータは、風速毎に確認数を並べただけであるため、高い風速において事例が少ないというだけという可能性もある。そういったことはわかるように整理をして解析する。
- ・【星崎委員】高さのところで以前にも加藤委員がお聞きになっていたかもしれないが、樹林帯の高高度 を飛翔するコウモリ種がいるわけであるが、そういった種類については今回の手法において捕捉できな いていないということを素直に記載ということになるのか。
 - ⇒【委託事業者】その通りである。マイクロフォンの位置から 30 メートル範囲まではデータを取得できている事例はあるが、風車のハブ高さの高度を飛翔するものについては、今回の調査では捕捉できていないということが事実である。
 - ⇒【星崎委員】その点について、調査の限界をきちんと報告書に記載した方がよいと思う。
 - ⇒【事務局】前回にも加藤委員から同様のご指摘を頂き、調査に限界があるということをしっかりと調査 結果に示した方が良いということで、事務局も判断している。

騒音調査の結果報告

- ・【中村副会長】金浦港(St.1)について、11月と6月で残留騒音の変動幅が大きいということであるが、風速との相関係数がかなり高いことをみると、11月の方が強い風が吹いているという理解でよろしいか。
 - ⇒【委託事業者】それも要因のひとつとしてあるかと思う。一方で、平均風速はそこまで季節差はなかったように記憶しており、どちらかというと風向の出現頻度がより影響しているのではないかと思われる。
 - ⇒【中村副会長】風向きの都合で波が高くなっているということか。
 - ⇒【委託事業者】そのように考えている。
 - ⇒【中村副会長】もしも漁船のエンジン音が重要であれば、あまり風との相関係数は出ないはず。風との相関係数が高いということは波の音の影響が大きいと考えてよいか。
 - ⇒【委託事業者】そのように考えている。金浦港に関しては、人間由来の音よりも自然由来の音が支配的であると思われる。
- ・【丸山会長】除外音処理しているものとしていないものの判断基準は何か。15 ページ目においてカエル の鳴き声を除外音処理している記載があるが、波砕音や自動車音は処理していない。
 - ⇒【委託事業者】一つに騒音の継続時間がある。詳細な時間幅は社内で確認したいが、カエルについては夜間の数時間に渡り鳴き続けており、その時間帯のデータは全て分析対象として利用できず、除外している。一方でその他の音については、時間的な推移をみたときの一過性の音、一瞬だけ異常の推移が見られる箇所は機械的に除外する処理を行っている。
 - ⇒【丸山会長】残留騒音の定義や、今回どういった方法で残留騒音を求めたかということを記載する必要がある。おそらく算出方法は二通りあり、丁寧に判別できる騒音を除去するという方法とざっくりと平均してレベルを下げるという方法がある。今回は後者であるため、波砕音等の判別できる音を除去していないことと思われるが、残留騒音のそもそもの定義と記述が合っていない。この件は調査方法の限界でもあるため、どこかに明記する必要があるかと思う。
 - ⇒【委託事業者】ご指摘について承知した。

- ・【加藤委員】12ページ目の時系列の生データについて、陽山寺(St.3)のデータが消えてるところが結構 あるが、結果に影響しないのか。
 - ⇒【委託事業者】この部分が深夜鳴いているカエルの時間帯を除外した箇所である。生データではな く、処理後のデータである。
 - ⇒【加藤委員】昼間にも消えている箇所があるが、この部分もカエルが鳴いているということか。
 - ⇒【委託事業者】St.3 に限らず、データが一部途切れている部分については、先ほど申し上げたように 異常な推移を除外した箇所である。
 - ⇒【事務局】結果に影響するのであれば、何らかの対応が必要ではないか。
 - ⇒【委託事業者】今回の協議会の指摘事項ということで確認する。
 - ⇒【丸山会長】欠測ではなく、分析の対象から除去したということであるため、除外した部分は点線で示すなど、欠測と除去したということを識別できるように示していただきたい。また先ほど指摘した通り、調査方法を別途記述していただく必要があると思う。
- ・【星崎委員】音を除去する目的は何か。調査目的をみると、音環境を把握するためとあるが、カエルの鳴き声を除外する必然性が見当たらない。例えば、調査地点の横で工事をしている場合、そういったイレギュラーな音は除去してよいと思う。しかし、カエルの鳴き声はまさにその環境の音であり、鳴き声が相対的に大きく、その他の音が小さいのであれば、その相対的に小さい中でどのような音があるかということをそれほど気にしないのではないかと思ってしまう。カエルの鳴き声を除外することは、騒音を調査するときの常套手段であって、作法のようなものであるということか。
 - ⇒【委託事業者】今回参考にしているのは風車騒音の測定マニュアルであり、そのほかとして環境騒音測定マニュアルがあるが、どちらも生物の鳴き声を除外するようにマニュアル化されており、マニュアルに準じる形で除外音処理を行っている。本来であれば、鳴き声が顕著な時期等は避けて調査することが望ましいとされているが、今回は事業開始時期の都合上、このような結果となった。
 - ⇒【丸山会長】星崎委員の質問は、そのようなマニュアルになっている理由は何かということだと思う。
 - ⇒【委託事業者】社内担当や環境省の担当部署に確認する。
 - ⇒【星崎委員】全国的にこのマニュアルに沿って調査しているのであれば、報告書においてそこまで言及する必要はないかもしれないが、そのマニュアルの手法が、本事業の騒音調査の目的にかなってるのかという疑問が残る。
 - ⇒【丸山会長】私の予想であるが、こういった調査は責任の所在とセットになるため、他の原因がうるさいと主たる原因者にとって有利になってしまうことがあり、それを取り除くということなのではないか。いずれにせよ環境省に問い合わせた方がいいと思う。
 - ⇒【中村副会長】推測であるが、マニュアルの状況は、音を調べるセンサーのそばにたまたまカエルが来て、鳴き声ばかり拾ってしまっているという状況ではないかなと思う。
 - ⇒【事務局】環境省に確認したうえで回答したい。星崎委員の疑問は一般の人からみても一理あると思うため、最終的な報告書にそういうものだということを記載していたあげたほうが住民に対して丁寧であると思う。
 - ⇒【星崎委員】中村先生のお話がよくわかった。私は周囲の田んぼにカエルが無数にいて鳴き声が拾われ、それが大きいという状況を想定していた。

事業説明会及びワークショップの開催報告

- ・【星崎委員】感想になるが、21 ページ目の右下の最後のコメントについて、撤去等を行う事業者を条件とすることはなるほどと思った。
 - ⇒【事務局】撤去の話は過去のアンケート等においても意見が出ている。住民目線ではかなり重要であり、そこは配慮してほしいという点は意見として受け止めている。
 - ⇒【丸山会長】撤去については、太陽光発電において特に大きな問題となっており、国が強制積立の制度化を検討しているようである。その動向をみながら、にかほ市においてでできることが何かないかということは、ゾーニングとは別建てではなるが、引き続き考える余地があると思う。
 - ⇒【星崎委員】風車を建てる場所が保安林指定されていると、撤去する際の現状復帰の義務が生じる。 今回のゾーニングマップの促進エリアとなっているところに保安林指定されているところはどの程度あるのか。
 - ⇒【事務局】促進エリアであればほとんどないと思われるが、調整エリアがあるため調べたいと思う。ちなみにこの質問の意図は何か。

- →【星崎委員】保安林指定されているところの指定を解除して風車を建てるのであれば別であるが、借りるということであれば、スキー場の場合のように閉鎖する際に森林に戻さなければいけないという義務があることと同様に、元通りにするということがおそらく決まっている。そのため、撤去のことは費用だけ考えればよく、それほどシビアな問題としてとらえる必要はないのかと思った。あとは地主の国有林が何と言うかということになってくるかと思う。
- ⇒【事務局】意見として承った。まずは保安林指定があるかないかということを調べたい。
- ⇒【星崎委員】あるかないかというより、森林管理者等に問い合わせをして、保安林の中に風車を建てる場合はどのような対応が想定されるかを聞く方が良いかと思う。
- ⇒【事務局】承知した。
- ⇒【丸山会長】撤去に関する一番の問題は事業者が倒産したケースであり、そうしたときに泣き寝入りになってしまわないよう強制的に積み立てておくということが検討されている。今後、報告書やパンフレットにおける事業者向けのメッセージのような部分において反映すべきことが結構あるように思う。引き続き対応をお願いしたい。
- (3) パブリックコメントの意見対応について
- ・ 資料3:パブリックコメントの意見対応について
- ・ 「にかほ市風力発電に係るゾーニングマップ (素案)」への意見書及び回答書 (案)
- ・【丸山会長】最初の方の意見について、「国は環境アセスを簡略にするから」というのは、おそらくゾーニング事業ではなく、アセスの迅速化の事を指しているのではないかと思う。迅速化は、方法書の前から調査を実施することができるため、期間を圧縮する事ができるというものであるが、このことをアセスの簡略化という風に捉えている方もいる。従来は方法書の手続きが終わってから調査をするというものであったが、迅速化というのは手戻りするリスク、すなわち方法書がダメと言われたら調査が無駄になるということを承知で方法書の前から調査を行うことができるという制度である。また、「簡素化されることはありません」という回答案について、調査結果が配慮書相当の扱いになる可能性があるということが事実だとすると、記述が矛盾する感じもするが、いかがか。
 - ⇒【事務局】まず、この方の意見の意図ついては丸山先生の考えで承知した。実はパブコメが出た後でヒアリングを行った際に直接お話を伺う機会があった。その場では、市はゾーニングの目的はルール作りのためと説明しているものの、環境省のホームページ等を見ると、ゾーニングを実施することで事業者がこれを活用し、環境アセスメントの簡素化の一つの要素となるということを確認したと仰っていた。そのため、ゾーニングの促進エリアの設定に対して若干不安があるということや、あくまで市は簡素化のためにゾーニングを行っているのではないかと仰られていた。。今回の回答案は、そのコメントを踏まえてのものである。また丸山先生のご質問の件であるが、本市のゾーニングの各種調査の精度では、アセスメントの配慮書相当のものになるとは当方では考えていない。この意見の方は、ゾーニングがあるため配慮書手続き等が免責されてアセスが簡素化できる、という理論を持たれているのではないかと捉え、それに対してアセスを簡素化できるものではないということを記載しているが、いかがか。
 - ⇒【丸山会長】環境省は、そのような使い方に期待があったかと思う。
 - ⇒【事務局】ゾーニングマニュアルの第2版においてそのように配慮書相当のものとして利用することについて記載があり、発行された今年 3 月時点で本市のゾーニングが配慮書相当の利用ができるのかということを検討した。その際、配慮書相当の利用ができるものではないということで、環境省に対して一度確認をとっている。
 - ⇒【丸山会長】事業者が今回のゾーニングマップの促進エリアであるということを根拠として、場所の選定等を行うことはありうるのではないかと思う。現実問題として事業者が行う配慮書よりも真面目に実施しているとも思う。これが簡素化だと言われるとその通りであると思うが、別にやましいことやっているわけではないとも思う。
 - ⇒【事務局】承知した。回答については検討したいと思う。ちなみに最終的な報告書を配慮書相当の利用することができるのか。
 - ⇒【丸山会長】環境省がどのぐらい具体的にマニュアルを書き込んでいるかは私も把握していないが、 少なくとも配慮書は文献レベルで実施するため、本ゾーニング報告書を参照して事業地を選定するとい う事はあり得るかなと思う。
 - ⇒【事務局】承知した。回答案ないしはその根本的な考え方について検討する。
 - ⇒【丸山会長】配慮書の手続き後に、具体的な事業計画に即して詳細な調査を実施するわけで、そこで何か免責することはないということは、誤解を防ぐ意味でも強調しておくことが大事であるように思う。

事業地を選ぶプロセスが、いわば配慮書であり、そこでは参考になるかもしれないが、その先のプロセスにおいて何かを免除するわけではないということを強調しておくということが必要である。

- ⇒【事務局】承知した。住民だけでなく様々な方が参照することになると思うので、工夫したいと思う。
- ・ 【丸山会長】 欠席されている委員の方もいらっしゃるため、回答は電子データで共有していただき、あらかじめ委員の方々からのコメントを募る機会を設けていただきたい。
- ・ ⇒【事務局】承知した。
- ・【温井委員】最後の方の意見(7)について、「現在仁賀保高原並びに接続する高原部等の一部の回る 風車が象潟跡地から見える。この地の歴史的・文化的価値を思うと風車は見えない方がいいようだ。」と あるが、こういったところが既存不適格になるということがあるのか。また、先に申し上げた名勝の選定基 準において、どういうところが大事かという説明があるので、これらを報告書に入れるかどうかは別とし て、細かく把握しておくべきであると改めて思った。
 - ⇒【事務局】名勝の選定基準についてはご意見として検討したいと思う。既存不適格については、ゾーニングマップが完成しただけであれば、参考情報ができましたという位置づけとなる。あとはそれをどう活用するかによる。例えば条例化していくということになれば、保全エリアにいま風車が建っているというケースがあり得ると思うが、すでに設置されている風車に対して撤去を求めるという考えはない。ただし、更新の時には、ゾーニングの活用方法を定めているので、配慮すべき事項等を指導することが考えられる。
 - ⇒【星崎委員】いまのことについて解答案に記述がないため、差し支えないのであれば書かれた方が良いのではないか。
 - ⇒【事務局】承知した。今のご指摘は(7)に限ったものであるか。
 - ⇒【星崎委員】とりあえずは既存不適格という解釈について、一般の方に分かる表現で書かれた方が、 この方は納得されるのではないかと思う。また、「順序が逆であろう」という指摘に対しては、申し訳ありませんというしかないのではないか。
 - ⇒【事務局】星崎委員のご指摘は承知した。回答に書くという前提で検討を進めたいと思う。
- ・【加藤委員】最後の方の意見(5)について、動植物の生態に及ぼす影響云々というところで巣を中心としていないというご意見があり、その回答案が「協議会においで検討させていただきます~改めてご回答させていただきます。」となっている。これは、本日の協議会のことか。
 - ⇒【事務局】この点ついては、この場で回答をいただきたいということではないが、星崎委員や加藤委員の方でご知見・ご意見があれば、後ほどでもご教示いただけませんかということを説明するつもりであった。
 - ⇒【事務局】ここでの巣というのは、鳥類だけを指しているのか動物・哺乳類も含めているのか、文章から 判断できない。狐とか穴熊がいる地域であるので、その巣も含めているのか。その点はわかるか。
 - ⇒【事務局】改めて確認はしていないが、当方では鳥類に限らない動物の巣と捉えていた。
 - ⇒【丸山会長】基本的には事業アセスで対応すべき事柄である。その段階でこういったことは配慮される はずだということは書いてよいと思う。
 - ⇒【星崎委員】私もそこを誤解し、以前の協議会で一度発言してしまったことがあった。今回のゾーニングのための調査と、実際に風車を建てるときのアセスは別にあり、それはアセスでやるべき調査であるためご安心ください、というように書いて良いと思う。今回の調査が、アセスメントの調査であると誤解しやすいという側面があるかと思う。
 - ⇒【事務局】承知した。
 - ⇒【加藤委員】今回のゾーニングで貴重な鳥類の生息を確認しているが、それをここの地域に飛来しているとか、ここの地域に巣がありそうだということを報告書に書くことはできない。そういう場合は事業者の方できちんと基準に沿って調査をして、もし万が一希少種が確認できた場合はその地域を除くというような形でやるというようなことしかは、この回答の場では申し上げられないのではないかと思う。
 - ⇒【事務局】承知した。そのような形で回答を検討したいと思う。
- ・ 【丸山会長】ほかにお気づきの点があれば個別の対応をお願いするとして、最終案を共有していただく 形が良いかと思う。
 - ⇒【事務局】承知した。まずは電子データで案をお送りし、最終的な案も事務局からお示しする。

•	【事務局】協議会の開催をあと1回予定している。皆様もお忙しいところコロナの問題もあるため、	まだど
	のような形式での開催となるか分からないが、確実に開催したい考えている。	

以上